高等学校新学習指導要領説明会（教科別）実施要項（令和２年度改訂版）

１　趣　旨

学校が創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することにより学習指導要領の理念を実現するため､新学習指導要領の趣旨や内容･運用について理解を図る。

２　主　催

岩手県教育委員会

３　開催方法

次の（１）（２）を基本とする。

（１）授業力向上研修、初任者研修授業研修（前期、後期）、教職経験者５年研修授業研修

当該研修において、研修者を対象に行う。

（２）教育事務所管内ごとに開催

初任者研修授業研修（前期、後期）、教職経験者５年研修授業研修の会場校において、研修終了後（最終日の午後）に、原則として研修会場校が属する教育事務所管内の教員を対象に行う。

ただし、当該教員の都合がつかない場合には、隣接する教育事務所管内での説明会へ参加することは可とする。

４　期日及び会場

別紙１のとおり

５　対象者

（１）県内の公立高等学校並びに高等部をもつ県立特別支援学校の教諭（指導教諭を含む）及び常勤講師（養護教諭、実習教諭は除く）

（２）希望する県内の私立高校、国立大学法人附属学校の教諭及び常勤講師

６　日程及び内容（３（２）の日程）

	地歴・公民以外の教科	地歴・公民
受　　付	１３：００～１３：３０	１３：００～１３：３０
開会行事	１３：３０～１３：４０	１３：３０～１３：４０
説　　明 （各教科改訂の概要）	１３：４０～１５：１０	１３：４０～１４：４０（地歴） １４：５０～１５：５０（公民）
質疑応答	１５：１０～１５：３０	１５：５０～１６：１０
閉　　会	１５：３０	１６：１０

７　携行品

（１）高等学校新学習指導要領(平成30年３月告示)

（２）担当する教科の高等学校新学習指導要領解説

（市販品を購入するか文部科学省のホームページからダウンロードしたもの）

８　旅費

３（２）については、高等学校はM183、特別支援学校はM281から支出する。

９　留意事項

（１）公立高等学校の教諭（指導教諭を含む）及び常勤講師は全員、上記３のいずれかの説明会に必ず１回参加すること。特別支援学校高等部の教諭（指導教諭を含む）及び常勤講師のうち高等学校免許所有者は全員、上記３のいずれかの説明会に必ず１回参加すること。

（２）３（２）の説明会は、令和元年度からの３年間で、教科ごとに各教育事務所管内において１回ずつ行うことを原則とする。

ただし、国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、外国語については、盛岡教育事務所管内の教員が多いことから盛岡北地区と盛岡南地区に分けて実施する。

盛岡教育事務所管内の学校の地区割り
【盛岡北地区】 盛岡第一、盛岡第二、盛岡第三、盛岡北、杜陵、盛岡農業、沼宮内、葛巻、平舘、雫石 【盛岡南地区】 盛岡第四、盛岡南、不来方、盛岡工業、盛岡商業、紫波総合、盛岡市立

（３）３（２）で、都合がつかず隣接する教育事務所管内での説明会へ参加する場合は、担当指導主事まで連絡をすること。

（４）その他

ア　新型コロナウイルス感染症予防のために延期した令和２年度初任者研修授業研修(前期)における説明会は、**令和３年度初任者研修授業研修（後期）において実施する予定**である。

なお、「農業」については、県南及び沿岸南部管内の教員が、令和２年９月 11 日（金）実施の説明会（千厩高校会場）に参加する。

イ　「芸術」については、盛岡地区及び中部地区以外の教員が参加することを原則とする。

ウ　「水産」については、令和２年８月 21 日（金）に宮古水産高校を会場として、３（２）に準じて実施する。参加教員は調査済みである。

エ　「情報」については、令和２年 11 月 10 日(火)、11 日（水）及び 12 月 15 日（火）、16 日(水)に岩手県立大学を会場として実施する「高等学校情報科『情報Ⅰ』教員研修」が説明会を兼ねる。参加教員については、別途、教科担当指導主事が連絡をする。